

ご存知ですか？学校防災コーディネーター

東日本大震災以降、学校教育での日常的な防災教育、安心・安全なまちづくりに向けて、次代を担う子供達が、自助・共助等のコミュニティの担い手となる人材育成を目的として、防災教育が全国的に推進されています。

滋賀県でも平成23年度から「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」や災害時の対応についての「学校防災の手引」を作成するなど、学校での防災・防犯教育支援に取り組まれています。

更に平成25年度からは、各学校に「学校防災委員会」とその運営を担当する「学校防災教育コーディネーター」が設置され、防災教育の推進体制を整備すると共に、取組内容に応じて関係機関等に「学校防災教育アドバイザー」を依頼されています。

消防署は、その中で避難訓練を主としたアドバイザー活動を行っています。



防災コーディネーターの役割

子ども達が「自らの身は自らで守る」ことを学ぶために！

●防火・防災教育訓練の充実

生徒への**防火・防災教育の主体は教職員**の皆さんです。いかに安全に素早く避難することができるか等、指導内容について皆さんで協議してください。防災訓練の方法やカリキュラムについては、防災アドバイザーである消防署と協議し、**事前検討**と**事後検討**も行ってください。

訓練は実災害を想定し、教職員全員が協力して行うのが基本です。



●教職員の防火・防災に関する研修の充実

学校にある**消防用設備等の使い方**をご存知ですか？**初期消火、警報、119番通報**の要領は？校内の設備は、教職員全員が使用できるように**研修**や**訓練**を行いましょう。

(取扱い方を習得させるのも防災コーディネーターの役目です。)

●防災組織体制の検討

災害発生時には、それぞれが個々に動いてしまっては、状況が把握できません。**組織を立ち上げ、体制を整え**られるように。

●防火管理者との協力

学校には、消防法の規定により防火管理者がいて、消防計画を作成しています。防火管理者と協力し合って統一した学校防火・防災体制の確立を図りましょう。

●学校が避難所となる際の基本対応

学校の施設は、地域の避難所に指定されています。学校防災マニュアルに基づき、**避難所の開設運営にも協力**しましょう。

●公助（市、消防、警察等）との連携

災害時は、自助・共助・公助が大事ですが、公助は災害規模が大きくなるほど、連携するのが困難となります。



災害から子供たちを守るため、日ごろから備えておきましょう！